|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　９　地域における安全の確保等（１）地域安全活動の推進 |
| 実施計画内容 | 〇警察、市町村は施設管理者などの関係機関との連携によりパトロール活動を実施し、地域住民の不安感の除去と、ホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止に係る活動を推進します。〇警察は、地域住民等に不安又は危害を加える事案、ホームレス同士による暴行事件等に対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、警戒活動を強化して再発防止に努めます。 |
| （1）事業実績 | ○各警察署において、関係機関と連携し地域住民の理解と協力の下に　　　・街頭活動を通じた地域住民の不安感の除去　　　・ホームレスに関係する事件等の防止に係る活動の推進等、地域の安全を確保するための活動を実施した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○パトロール活動等を通じ、地域住民の不安感の除去、ホームレスが関係する事件・事故の防止を図った。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、地域住民の不安感を除去する活動を推進するとともに、ホームレスが関係する事件・事故に対しては、迅速かつ適切な措置を講じて再発防止に努めることとする。 |
| 担当部室課 | 公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　９　地域における安全の確保等（２）緊急に保護を必要と認められるホームレス等を発見したときの措置 |
| 実施計画内容 | 〇警察は、緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、「警察官職務執行法」(昭和23年法律第136号)等に基づいて一時的に保護し、その都度関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進します。 |
| （1）事業実績 | ○緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、法令に基づき一時的に保護し、都度関係機関に引き継ぐ等適切な措置を講じている。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○人権に配慮した適切な保護活動を実施した。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○関係機関との連携をより一層強化し、保護を要するホームレスに対する適切な保護活動を推進する。 |
| 担当部室課 | 公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課 |